

災害対策基本法の一部を改正する法律案

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 災害時における職員の派遣（第二十九条―第三十三条）」を
「第三節の二 緊急災害対
第四節 災害時における

策本部（第二十八条の二―第二十八条の四）

協力（第二十八条の五―第三十三条）」に、「第八十六条」を「第八十六条の二」に、「第百九条」

を「第百九条の二」に改める。

第七条第二項を次のように改める。

2 地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災組織に参加する等防災に積極的な役割を果たすように努めなければならない。

第八条第二項中第十一号を第十六号とし、第十号を第十五号とし、第九号を第十一号とし、同号の次に次の三号を加える。

十二 ボランティアによる災害救援活動の支援に関する事項

十三 被災者の救助に係る海外からの支援の受入れの円滑化に関する事項

十四 被災者に対する的確な情報提供に関する事項

第八条第二項中第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項

第八条第二項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項

第八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 国及び地方公共団体は、その施策を講ずるに当たっては、災害時における高齢者、障害者、乳幼児等の援護について特に配慮しなければならない。

第十一条第二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項第四号及び第五号を削り、同項第六号を同項第四号とする。

第十四条第二項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

第二十三条第一項中「、地方防災会議の意見をきいて」を削る。

第二十四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二十五条第一項中「国务大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第五項中「非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員」を「非常災害対策本部の職員（非常災害対策副本部長を除く。）」に、「指定行政機関の職員」を「指定行政機関の長若しくはその職員」に、「内閣総理大臣が任命する」を「内閣総理大臣が任命する者及び政令で定める防災に関する事務に携わる職員をもつて充てる」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 非常災害対策副本部長は、その権限の全部又は一部を非常災害対策副本部長に委任することができる。

7 非常災害対策副本部長は、前項の規定により委任したときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。
い。

第二十五条第三項の次に次の一項を加える。

4 非常災害対策副本部長は、国务大臣をもつて充てる。

第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二 非常災害対策本部に、当該本部の所管区域においてその事務の一部を行わせるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十六条第六項前段の規定にかかわらず、現地対策本部を置くことができる。

2 現地対策本部の長は、現地対策本部長とし、非常災害対策本部員のうちから非常災害対策本部長が任命する。

3 非常災害対策本部長は、その権限の一部を現地対策本部長に委任することができる。前条第七項の規定は、この場合について準用する。

第二十八条第二項中「関係指定地方行政機関の長」を「指定行政機関の長、指定地方行政機関の長」に改める。

第二章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二 緊急災害対策本部

（緊急災害対策本部の設置）

第二十八条の二 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況からみて、非常災害対策

本部によつては当該災害に係る災害応急対策の推進が困難であると認めるときは、内閣総理大臣は、国家行政組織法第八条の三の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に総理府に緊急災害対策本部を設置することができる。

2 前項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該非常災害対策本部は、廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

3 第二十四条第二項の規定は、緊急災害対策本部の設置について準用する。
(緊急災害対策本部の組織及び所掌事務)

第二十八条の三 緊急災害対策本部の長は、緊急災害対策本部長とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 緊急災害対策本部に、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員を置く。

3 緊急災害対策本部員は、国務大臣及び国務大臣以外の指定行政機関の長をもつて充てる。

4 緊急災害対策本部の職員（緊急災害対策副本部長及び緊急災害対策本部員を除く。）は、指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから内閣総理大臣が任命する者及び政令で定め

る防災に関する事務に携わる職員をもつて充てる。

5 第二十五条第二項及び第四項から第七項まで、第二十五条の二並びに第二十六条の規定は、緊急災害対策本部の組織及び所掌事務について準用する。この場合において、第二十五条の二第二項中「非常災害対策本部員」とあるのは「緊急災害対策本部の職員（緊急災害対策副本部長を除く。）」と、第二十六条第三号中「第二十八条の規定により非常災害対策本部長」とあるのは「第二十八条の四の規定により緊急災害対策本部長」と読み替えるものとする。

（緊急災害対策本部長の権限）

第二十八条の四 緊急災害対策本部長は、当該本部の所管区域における災害応急対策を緊急に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長の権限を代わつて行使することができる。

2 緊急災害対策本部長は、別に法律で定めるところにより、当該本部の所管区域における被災者の救助に係る海外からの支援を緊急かつ円滑に受け入れるために必要な措置を講ずることができる。

3 第二十八条の規定は、緊急災害対策本部長の権限について準用する。この場合において、第二十八条第

一項中「前条の規定により権限を委任された職員」とあるのは、「当該緊急災害対策本部員である指定行政機関の長」と読み替えるものとする。

第二章中第四節の節名を次のように改める。

第四節 災害時における協力

第二章第四節中第二十九条の前に次の一条を加える。

(広域的な応援協定)

第二十八条の五 地方公共団体は、水防、消防、救助その他災害応急措置の相互応援に関して、あらかじめ、協定することができる。

第三十条第二項中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

第三十五条第二項第一号中ワをソとし、ヲをレとし、ルをタとし、ヌをヨとし、リをカとし、チをリとし、リの次に次のように加える。

又 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項

ル 道路、鉄道、空港、港湾等の耐震性の向上等防災対策の強化に関する事項

ヲ 電気工作物、ガス工作物、電気通信設備、水道施設及び下水道施設の耐震性の向上等防災対策の強化に関する事項

ワ 建築物の安全性の向上に関する事項

第三十五条第二項第一号トの次に次のように加える。

チ 地域防災拠点施設の整備に関する事項

第三十五条第二項第二号ハを次のように改める。

ハ 被災者に対する的確な情報の伝達等災害時における広報に関する事項

第三十五条第二項第二号中ソをムとし、レをラとし、タをナとし、ヨをネとし、カをツとし、ワをソとし、ヲをレとし、ルをタとし、ヌをヨとし、リをカとし、チをワとし、トをヲとし、ヘをルとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 緊急医療体制の整備に関する事項

ト 災害時における高齢者、障害者、乳幼児等の援護に関する事項

チ ボランティアによる災害救援活動の支援に関する事項

リ 被災者の救助に係る海外からの支援の受入れの円滑化に関する事項

又 災害時における航空機及び船舶の利用に関する事項

第三十五条第二項第二号に次のように加える。

ウ 地方公共団体相互の応援協定等広域的な防災体制に関する事項

エ 災害時における職務の代行等行政組織の特例に関する事項

第四十条第二項第二号中「改良」の下に「、地域防災拠点施設の整備、公共施設及び公益施設の防災対策の強化」を、「調査研究」の下に「、建築物の安全性の向上」を、「衛生」の下に「、ボランティア活動の支援」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 災害時における広域的な防災体制に関する事項

第四十二条第二項第二号中「改良」の下に「、地域防災拠点施設の整備、公共施設及び公益施設の防災対策の強化」を、「調査研究」の下に「、建築物の安全性の向上」を、「衛生」の下に「、ボランティア活動の支援」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 災害時における広域的な防災体制に関する事項

第六十一条第一項後段を削り、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項の規定は第一項及び第二項の場合について、同条第三項」に、「前項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「又は海上保安官は、」を「若しくは海上保安官又は災害派遣自衛官が第一項又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、警察官若しくは海上保安官がその場にいないとき、又は市町村長から要求があつたときは、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣自衛官」という。）は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

第六十四条に次の三項を加える。

10 第七項において準用する前条第二項の場合において、警察官若しくは海上保安官がその場にいないとき、又は市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員から要求があつたときは、災害派遣自衛官は、第一項又は第二項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる。同条第二項後段の規定は、この場合について準用する。

11 災害派遣自衛官は、前項の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を市町村長に差し出さなければならない。この場合において、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

12 第三項から第六項までの規定は、前項後段の規定により市町村長が工作物等を保管した場合について準用する。

第六十五条に次の一項を加える。

3 前条第十項の規定は、前項において準用する第六十三条第二項の場合について準用する。

第七十二条の次に次の一条を加える。

(都道府県知事の警戒区域設定権等)

第七十二条の二 都道府県知事は、第六十三条の規定により設定すべき警戒区域が二以上の市町村の区域にわたるときは、当該区域に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

第七十五条の次に次の一条を加える。

(災害派遣の要請)

第七十五条の二 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとして
 いる場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、防衛庁長官又はその指定する者
 に対し、自衛隊法第八条に規定する部隊等の派遣の要請を行うことができる。

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、その事態に照らし特に緊急を要
 し、かつ、応急措置を実施するためやむを得ない必要があると認めるときは、防衛庁長官又はその指定す
 る者に対し、自ら前項に規定する要請を行うことができる。

3 市町村長は、前項の要請を行ったときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならな
 い。

第七十六条の三第三項中「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派
 遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官」を「災害派遣自衛官」に改め、同条第六項中「自衛
 官」を「災害派遣自衛官」に改める。

第八十二条第一項中「第六十三条第二項」の下に「、第六十四条第十項（同条第一項に規定する市町村長
 の職権に係る部分に限る。）」を加える。

第八十四条第一項中「又は警察官」を「警察官」に改め、「海上保安官」の下に「又は災害派遣自衛官」を加え、「又は同条第二項」を「同条第二項」に改め、「第六十三条第二項の規定」の下に「又は第六十五条第三項において準用する第六十四条第十項の規定」を加える。

第五章第四節中第八十六条の次に次の一条を加える。

(警戒区域設定等に当たつての国等の支援)

第八十六条の二 国及び都道府県は、市町村長が第六十三条第一項に規定する警戒区域の設定等の応急措置を円滑に行うことができるよう、必要な助言、経費の補助その他の援助を行うように努めなければならない。

第九十五条中「第八十八条第四項」を「第二十八条の四第三項」に改める。

第一百五十五条第一項中「が発生し」を「に際し緊急災害対策本部が設置され」に改める。

第一百七条の前の見出しを削り、同条及び第八十八条を次のように改める。

第一百七条及び第八十八条 削除

第八章中第九十九条の次に次の一条を加える。

第九九条の二 災害緊急事態に際し法律の規定によつては被災者の救助に係る海外からの支援を緊急かつ円滑に受け入れることができない場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、内閣は、当該受入れについて必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

2 前条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

第一百三十三条第二号及び第一百五一条第一号中「(第八十条第四項において準用する場合を含む。)」を削る。

第一百六条第二号中「又は第六十三条第二項」を「、第六十三条第二項」に改め、「海上保安官」の下に「又は第七十二条の二の規定による都道府県知事」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(自衛隊法の一部改正)

4 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項中「都道府県知事」の下に「、市町村長」を、「場合」の下に「(市町村長にあつては災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第七十五条の二第二項に規定する場合に限る。)」を加える。

第九十四条の二を次のように改める。

第九十四条の二 第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法の定めるところにより、次の各号に掲げる措置をとることができる。

一 同法第六十一条第二項の規定により、避難のための立退きを指示すること。

二 同法第六十四条第十項の規定により、土地、建物等を一時使用し、若しくは土石、竹木等を使用

し、若しくは収用し、又は工作物等の除去等の措置をとること。

三 同法第六十五条第三項の規定により、応急措置の業務に従事させること。

四 同法第七十六条の三第三項の規定により、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとること。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)

5 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第一百七十七条第一項」を「第二十八条の二第一項」に改める。

第十五条中「第二十四条第三項」を「第二十四条第二項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

6 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号の二の次に次の三号を加える。

七の三 災害に関する施策(他の行政機関の所掌に属するものを除く。)を企画し、立案し、及び推進し、並びに関係行政機関の災害に関する事務について必要な調整を行うこと。

七の四 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、及びその実施を推進すること。

七の五 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）、台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十二年法律第七十二号）、活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）及び地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百一十一号）（地震調査研究推進本部に関する部分を除く。）の施行に関すること。

（国土庁設置法の一部改正）

7 国土庁設置法（昭和四十九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、第二十四号サ、キ、ユ、メ、ミ、シ及びエを削り、同号ヒを同号サとし、同号モを同号キとし、同号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を第二十五号とする。

第七条第一項中「第四条第二十四号ロ」を「第四条第二十三号ロ」に改める。

理由

近年の災害の実情にかんがみ、災害対策の抜本的な見直しを図るため、非常災害対策本部、緊急災害対策本部等の組織及び権限の強化等国の防災体制の充実強化を図るとともに、災害応急対策における自衛隊の活用について規定の整備を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。